

# 北九州市障害者支援計画

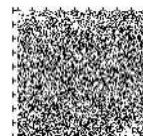
令和6（2024）年度から令和11（2029）年度

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

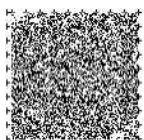
ユニボイス版

北九州市

この冊子には、音声コードが各ページの右下又は左下に印刷されています。



このページは何も掲載されていません。



## 【総論】

### 第1章、計画の基本的な考え方

#### 1、計画策定の趣旨、2 ページ

- (1)、これまでの北九州市の取組、2 ページ
- (2)、国の動き、3 ページ

#### 2、計画の位置づけ、5 ページ

- (1)、3つの法定計画を包含した計画、5 ページ
- (2)、北九州市基本構想・基本計画の分野別計画、5 ページ
- (3)、前期計画における取組の成果と課題を踏まえた計画、5 ページ
- (4)、実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画、6 ページ
- (5)、本計画が目指す SDGs、6 ページ
- (6)、「Well-being」(生活満足度)の向上に向けて、7 ページ

#### 3、計画の概要、7 ページ

- (1)、計画の期間、7 ページ
- (2)、計画の対象、8 ページ
- (3)、計画の体系、8 ページ

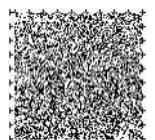
### 第2章、北九州市の現状

#### 1、障害のある人の数、9 ページ

- (1)、概要、9 ページ
- (2)、障害種別の状況、9 ページ

#### 2、障害のある人を取り巻く状況、11 ページ

- (1)、暮らしの状況、11 ページ
- (2)、日中活動と就労、社会参加、12 ページ
- (3)、支援体制と障害福祉サービス、13 ページ
- (4)、地域生活と防災、人権、15 ページ
- (5)、市政への要望、意見、16 ページ



**【 北九州市障害者計画 】**

第3章、北九州市障害者計画の概要

- 1、計画の基本理念、20ページ
  - (1)、基本的な考え方、20ページ
  - (2)、国の障害者基本計画（第5次）のポイント、20ページ
  - (3)、基本理念、21ページ
- 2、計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化、21ページ
- 3、すべての施策に共通する横断的視点、22ページ
- 4、計画の基本目標、26ページ
- 5、計画の体系、27ページ

第4章、具体的な取組

- 1、基本目標と施策の分野、30ページ
- 2、基本的な施策、33ページ

**【基本目標Ⅰ、人権の尊重と共生社会の実現】**

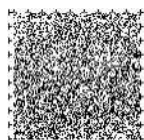
- 分野1、差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止、33ページ
- 分野2、情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）、45ページ
- 分野3、生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）、52ページ
- 分野4、安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）、59ページ

**【基本目標Ⅱ、安心して暮らすための支援体制の整備】**

- 分野5、自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）、65ページ
- 分野6、保健・医療の推進、84ページ

**【基本目標Ⅲ、豊かな社会生活と自立の支援】**

- 分野7、教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）、92ページ
- 分野8、就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進、105ページ
- 分野9、文化芸術活動・スポーツ等の振興、113ページ



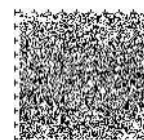
**【第7期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画】**

第5章、北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要

- 1、計画の基本理念、120ページ
  - (1)、基本的な考え方、120ページ
  - (2)、国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント、121ページ
- 2、第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の進捗状況、132ページ
- 3、計画で定める項目、163ページ

第6章、成果目標及び活動指標等

- 1、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、171ページ
  - (1)、福祉施設の入所者の地域生活への移行、171ページ
  - (2)、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、173ページ
  - (3)、地域生活支援の充実、174ページ
  - (4)、福祉施設から一般就労への移行等、175ページ
  - (5)、障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等、178ページ
  - (6)、相談支援体制の充実・強化等、182ページ
  - (7)、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築、184ページ
  - (8)、発達障害のある人等に対する支援の充実・強化、185ページ
- 2、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
  - (1)、福祉施設の入所者の地域生活への移行、187ページ
  - (2)、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、203ページ
  - (3)、地域生活支援の充実、207ページ
  - (4)、福祉施設から一般就労への移行等、209ページ
  - (5)、障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等、216ページ
  - (6)、相談支援体制の充実・強化等、221ページ
  - (7)、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築、229ページ
  - (8)、発達障害のある人等に対する支援の充実・強化、230ページ



3、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- (1)、北九州市が実施する事業の内容、235 ページ
- (2)、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策、236 ページ

**【資料】**

資料1、北九州市障害福祉施策推進協議会委員名簿、256 ページ

資料2、「北九州市障害者支援計画」策定の経緯、257 ページ

資料3、令和4（2022）年度 北九州市障害児・シャ等実態調査の結果概要、260 ページ

資料4、（次期）北九州市障害者支援計画【素案】に対する市民意見提出手続の実施結果について、262 ページ

資料5、各施策に関連する「事業・取組」一覧、264 ページ

資料6、関連法律、364 ページ

1、障害者基本法、364 ページ

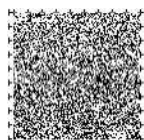
2、障害者総合支援法、365 ページ

3、児童福祉法、368 ページ

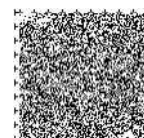
4、その他の法律等、370 ページ

資料7、障害福祉サービス等一覧（活動指標に関するもの）、376 ページ

資料8、用語解説、384 ページ



# 総論



## 第1章、計画の基本的な考え方

### 1、計画策定の趣旨

#### (1)、これまでの北九州市の取組

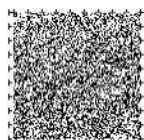
北九州市では、平成18（2006）年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画（平成18（2006）年度～22（2010）年度）」を策定しました。

また、平成19（2007）年11月に、障害者自立支援法の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画（第1期）」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、平成21（2009）年3月に「北九州市障害福祉計画（第2期）」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成23（2011）年度まで延長した「北九州市障害者支援計画（平成18（2006）年度～22（2010）年度）」の期間が、平成24（2012）年3月に満了することに伴い、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画（第3期）」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画（平成24（2012）年度～29（2017）年度）」を策定しました。

さらに、障害者総合支援法を始めとする障害福祉に関係する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画（拡充版）」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画（第4期）」を策定し、平成30（2018）年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

加えて、第5期北九州市障害福祉計画、第1期北九州市障害児福祉計画が令和2（2020）年度で終了することから、第6期北九州市障害福祉計画、





第2期北九州市障害児福祉計画を策定するとともに、北九州市障害者計画と一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5（2023）年度まで延長し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、令和5（2023）年度で現行の三つの計画の計画期間が終了することから、令和6（2024）年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

## （2）、国の動き

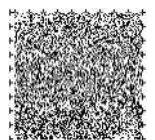
国では、平成18（2006）年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23（2011）年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害のある人の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成25（2013）年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年6月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直し等意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26（2014）年1月には「障害者権利条約」が批准され、同年2月に発効しました。



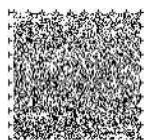
その後、平成26（2014）年4月に精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年5月には難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成27（2015）年1月から施行されました。

また、平成28（2016）年5月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため平成17（2005）年に施行された「発達障害者支援法」が平成28（2016）年5月に改正されました。

平成30（2018）年5月及び令和2（2020）年5月には「バリアフリー法」が改正され、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組等を推進するとともに、令和3（2021）年5月には、事業者における合理的配慮提供の義務化を含めた「障害者差別解消法」が改正され、令和6（2024）年4月から施行されることとなりました。

加えて、令和4（2022）年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、令和4（2022）年12月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」等が改正され、障害のある人などの地域生活や就労の支援の強化等により障害のある人などの希望する生活の実現を図るなど、時代の変化に即した新たな取組が進められています。



## 2、計画の位置づけ

### (1)、3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

#### 1、「北九州市障害者計画」

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

#### 2、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

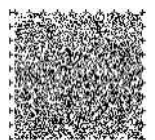
また、「北九州市障害者支援計画」は、成年後見制度利用促進法に基づく「(障害のある人に関する)成年後見制度利用促進基本計画」も兼ねています。

### (2)、北九州市基本構想・基本計画の分野別計画

北九州市障害者支援計画は、北九州市の基本構想・基本計画に基づく分野別の計画として位置づけられ、推進にあたっては各分野別計画と相互に連携を図ります。

### (3)、前期計画における取組の成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画(平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)」の基本理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。



なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」第4章の「2 基本的な施策」において、分野ごとに整理しています。

#### (4)、実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、令和4（2022）年度に行った「北九州市障害児・シヤ等実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での議論を基に、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、パブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

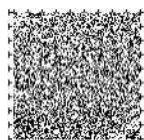
#### (5)、本計画が目指すSDGs

「SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）」は平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市はこれまでの取組が高く評価され、平成30（2018）年4月にOECD（経済協力開発機構）より「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年にはSDGs未来都市に選定されました。本市はSDGsの先進都市として、市民や企業、団体等と連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、SDGsの関連するゴールの達成に向け、各事業を推進していきます。

##### 【関連する主な目標（ゴール）】

- 3、すべての人に健康と福祉を
- 8、働きがいも経済成長も
- 10、ヒトや国の不平等をなくそう



## (6)、「Well-being」(生活満足度)の向上に向けて

「Well-being」とは、世界保健機関憲章前文(公益社団法人日本WHO協会仮約)の「健康」の定義の中で「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」と使われています。本計画でもこの「Well-being」の向上を目標に各施策に取り組んでまいります。

そのため、今回、本計画に、スローガン「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を初めて設定しました。

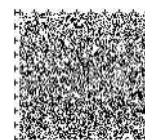
## 3、計画の概要

### (1)、計画の期間

「北九州市障害者支援計画」の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

また、本計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とし、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針の計画期間と同様の令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

今後、国の「障害者基本計画(第5次)」の計画期間が令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間が令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間となっており、また、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。



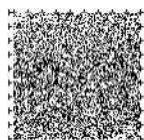
## (2)、計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に準じて「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

## (3)、計画の体系

「北九州市障害者支援計画」（「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」）の体系について、「北九州市障害者計画」は27ページから29ページに、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」で定める項目は163ページから170ページに示すとおりです。



## 第2章、北九州市の現状

### 1、障害のある人の数

#### (1)、概要

令和5（2023）年3月末現在、北九州市の身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の数は44,954人、知的障害のある人（療育手帳保持者）の数は12,043人、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数は11,174人、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の数は8,598人です。

北九州市の全人口917,524人（令和5（2023）年4月1日現在推計人口）に占める割合は、身体障害のある人は4.9%、知的障害のある人は1.3%、精神障害のある人は1.2%、難病患者は0.9%となっています。

平成25（2013）年度と比較すると、身体障害のある人は14.1%減少、知的障害のある人は25.0%増加、精神障害のある人は80.7%増加しており、難病患者は平成30（2018）年度と比較して18.8%増加しています。

（※実際の障害のある人の合計の数は、複数の障害を併せ持つ人もいるため、障害者手帳や受給者証の単純な合計とは異なります。）

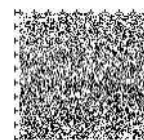
#### (2)、障害種別の状況

##### ア、身体障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、身体障害者手帳を所持している人の数は44,954人で、障害の種類別では、肢体不自由が46.3%、内部障害が35.8%、聴覚・平衡機能障害が9.7%、視覚障害が6.9%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.3%です。

障害の等級別では、重度（1・2級）が21,504人、中度（3・4級）が17,462人、軽度（5・6級）が5,988人となっています。

平成25（2013）年度からの推移をみると、身体障害者手帳を所持している人のカズ全体は14.1%減少していますが、



障害の等級別では、重度が11.8%の減少、中度が17.8%の減少、軽度が10.6%の減少となっています。

#### イ、知的障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、療育手帳を所持している人の数は12,043人で、障害程度別及び年齢別では、重度の18歳以上の所持者数が3,678人（30.5%）、重度の18歳未満の所持者数が628人（5.2%）、中軽度の18歳以上の所持者数が5,801人（48.2%）、中軽度の18歳未満の所持者数が1,936人（16.1%）となっています。

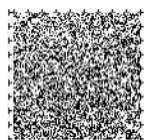
平成25（2013）年度の状況と比較すると、療育手帳を所持している人のカズ全体は25.0%増加しています。重度の18歳以上の所持者数は3.7%の増加、18歳未満の所持者数は11.0%増加しています。中軽度の18歳以上の所持者数は40.4%増加しており、18歳未満の所持者数は39.2%の増加となっています。

#### ウ、精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在11,174人で、平成25（2013）年度末の6,185人と比較すると、80.7%増加しています。精神障害者保健福祉手帳の障害の等級別では、重度（1級）が609人、中度（2級）が7,123人、軽度（3級）が3,442人となっています。平成25（2013）年度末との比較では、重度（1級）は18.5%増加、中度（2級）は79.0%増加、軽度（3級）は103.4%増加しています。

#### エ、難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在8,598人で、平成30（2018）年度末の7,240人と比較すると、18.8%増加しています。





## 2、障害のある人を取り巻く状況

本計画を策定するにあたって参考とするため、市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの日常生活の状況やサービス利用状況等について調査を行いました。本節では、調査結果を中心に、障害のある人の生活実態やニーズ等、日常生活の状況や課題等について整理しました。

【出典：令和4（2022）年度 北九州市障害児・シャ等実態調査】

### （1）、暮らしの状況

#### ア、暮らしについて

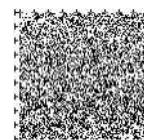
イ)、障害種別に関係なく、回答者の多くが家族と暮らしています。知的障害のある人では他の障害よりもグループホームや病院、施設に入所している割合が、精神障害のある人では一人で暮らしている割合が高くなっています。

ロ)、回答者の多くが、今のままの生活を希望していますが、精神障害のある人では一般的な住宅で一人暮らししたい割合も同率で高くなっています。

ハ)、希望する場所で生活するためには、「困ったときの相談体制や必要な支援」の回答が多くなっています。ただし、精神障害のある人では「障害者に適した住居の確保」、難病患者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

二)、回答者の ADL については、特に精神障害のある人や難病患者など「一人でできる」の割合が高い障害種別もありますが、障害が重度である場合に限定してみると、限定しない場合と比べて「一人でできる」人の割合が全体的に少なくなっています。たとえば「外出」は一人でできる人の割合は、知的障害のある人全体では 40.9%ですが、重度に限定すると 9.0%、精神障害のある人全体では 60.4%ですが、重度に限定すると 9.5%となっています。

障害等級を重度に限定してみると、限定しない場合と比較して「必要ない（ひとりでできる）」の人の割合が全体的に少なくなります。



たとえば「排泄」「着替え」「入浴」「外出」の割合は、精神障害のある人全体から、重度に限定すると5割以上減少しています。さらに重度の心身障害がある人では、いずれの項目も「全面介助が必要」が最も高くなっており、多くの人々が介助を必要としていました。

ホ)、身体障害のある人と知的障害のある人は60歳代、精神障害のある人と難病患者は50歳代、障害のある人本人の年齢が低い傾向にある障害のある子どもと発達障害のある人は40歳代が最も多くなっています。前述した障害のある子どもと発達障害のある人を除くと、70歳以上が約3割を占めており、高齢化の傾向がみられます。

へ)、新型コロナウイルス感染が拡大した影響として障害種別にかかわらず約半数の人が、人との交流や社会参加の機会の減少、4割の人が精神的な負担の増加を挙げています。生活の場にこもり続けることによる精神的な負担は、家族との関係性が悪化する問題も引き起こしかねず、コロナ後の相談支援や生活支援の際に慎重な配慮が求められています。

#### イ、通院状況について（自宅で生活している精神障害のある人のみ）

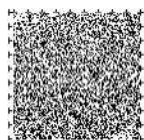
精神障害のある人のうち約9割が現在、通院しています。回答者の約7割に精神科入院経験がありますが、その約4割が退院後5年以上経過しており、継続的に地域で生活しています。自宅で生活する精神障害のある人の通院頻度は、月に1回程度が最も多くなっています。

### (2)、日中活動と就労、社会参加

#### ア、収入の状況について

イ)、障害のある子どもと発達障害のある人を除き、すべての障害種別で自分の年金や各種手当が最も多くなっています。一方、精神障害のある人のうち、21.8%の人が生活保護を主な収入源としています。

ロ)、月の収入額は、身体障害のある人および難病患者では10万円から20万円



未満が最も多く、約3～4割程度を占めています。一方、知的障害のある人と精神障害のある人では6割程度が10万円未満、発達障害のある人では回答者の7割近くが20歳未満であり、約半数が0～5千円未満の収入となっています。

#### イ、仕事について

イ)、全ての障害種別で約4割～5割の人が現在就労しています。また、身体障害のある人と精神障害のある人の約5割が「以前、働いていたが仕事をやめた、あるいはやめざるを得なかった（働いたことがない）」と回答しており、障害の特性に応じた働き方ができるよう支援の必要性が高いと考えられます。

ロ)、身体障害のある人と難病患者では正規雇用が最も多く、それ以外の障害種別では就労移行支援事業所などでの就労が最も多くなっています。パート・アルバイトなどの非正規雇用については、すべての障害種別で2割程度を占めています。

ハ)、精神障害のある人のみ、就労継続期間2年未満の人が半数以上を占めているのに対し、他の障害種別では約6割～7割が3年以上継続して働いています。

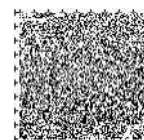
#### ウ、学校や教育について

イ)、障害のある子どもの5割程度、発達障害のある人の2割程度の人が、学校卒業後の進路に不安を感じています。

### (3)、支援体制と障害福祉サービス

#### ア、生活に関する悩みなどの相談について

イ)、いずれの障害種別も、生活に関する悩み・不安の相談相手としては「家族や親せき」を最も多く挙げています。続いて多かった相談相手は、「利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員」のほか「友人・知人・地域の人」でした。



障害のある子ども、発達障害のある人では「友人・知人・地域の人」よりも「通園施設や学校などの先生」が多くなっています。

ロ)、今後、相談機関に求めるものとしては、どの障害種別でも約半数が「気軽に相談できる窓口」を挙げていました。また、障害のある子どもにおいては「専門的な知識や技術」「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、発達障害のある人においては「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」が半数を超えています。

#### イ、医療機関の利用について

イ)、精神障害のある人と難病患者を除き、かかりつけ医が障害の専門医である割合は3割程度となっています。

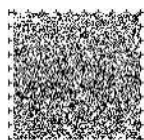
ロ)、かかりつけ医や障害の専門医以外の診察で困ったこととして、障害のある子ども以外は「特に困ったことはない」が最も多く、知的障害のある人と障害のある子ども、発達障害のある人では「障害に配慮している医療機関が少ない」が多くなっていました。

#### ウ、障害福祉サービス等の利用について

イ)、身体障害のある人では「居宅介護」「同行援護」「生活介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

ロ)、知的障害のある人では「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「行動援護」「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

ハ)、精神障害のある人では「居宅介護」「自立生活援助」「就労移行支援」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、



将来的には特に「居宅介護」「自立生活援助」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「パソコンサポーター」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

二)、障害のある子どもでは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「自立訓練」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。なかでも「放課後等デイサービス」については約7割の人が今後利用したいと答えていました。

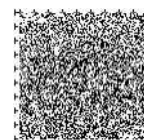
ホ)、発達障害のある人では「生活介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「共同生活援助」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

へ)、難病患者では「居宅介護」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」の利用が比較的多く、将来的に利用したいサービスも同様のものでした。

#### (4)、地域生活と防災、人権

##### ア、情報収集・コミュニケーション支援について

イ)、知的障害のある人を除き利用希望が多い傾向にありますが、「利用したいが利用できない」と「利用しない」との回答も2～3割程度を占めています。



ロ)、いずれの障害種別も「パソコン、スマートフォンなどはあるが電子申請のやり方が分からない」が最も多くなっています。

#### イ、災害時の対応について

イ)、災害時に必要な支援として「避難のときに、声かけや誘導などをしてくれること」「避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること」が特に求められています。また、身体障害のある人や知的障害のある人、障害のある子どもでは「避難のときに、介助してくれること」も必要とされている傾向にあります。

#### ウ、障害のある人の人権や差別問題について

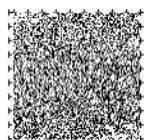
イ)、差別を受けた経験については、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人で半数程度を占めていました。平成28(2016)年調査結果と比較しても概ね増えています。

ロ)、差別解消のために必要な取組として、「学校の授業などで福祉の学習をする」が最も多く選ばれており、他にも「障害者とともに過ごす機会を増やす」が多く挙げられていました。障害者理解の推進のために、啓発・広報活動のほか、障害のある人と地域で交流する機会を増やすことが肝要だと考えられます。

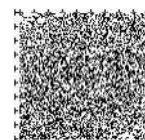
### (5)、市政への要望、意見

#### ア、保護者への質問（障害のある子ども・発達障害のある人のみ）

イ)、障害のある子どもをもつ家族に対して必要な支援として、要望が特に強いのは「義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制」「早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制」「保護者が病気するときなど、緊急時に対応してもらえる体制」でした。



ロ)、国・県・市などに特に力を入れてほしいことは、障害種別ごとに特徴が出ており、身体障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「バリアフリー化」、知的障害のある人では「虐待防止への取組」「経済的負担の軽減」「障害・介護サービスに関わる人材の育成や事業所の質の確保」、精神障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」、障害のある子どもと発達障害のある人では「適切な学校教育や放課後の見守り」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」「早期からの療育体制整備」、難病患者では「経済的負担・医療費負担の軽減」、「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」が多く挙げられています。



このページは何も掲載されていません。

